

論文の修正についての諸注意：「著者からの回答」の作成について

論文の修正にあたっては、査読者からの「指摘」に対する「回答」を含む「著者からの回答」および論文の旧原稿と新原稿と対応させた「修正対照表」を作成し、修正論文とともに提出してください。

1. 査読者ごとに「著者からの回答」を作成してください。
2. 査読者からの意見・指摘事項については、そのすべてに回答するものとし、「著者からの回答」において、「指摘」とそれに対する著者の見解および論文における対応「回答」とを記述してください。
3. 原稿において、指摘を受けた点をどのように変更したのかが明確にわかるように、旧原稿と新原稿とに分けて記述した「修正対照表」を示してください。
4. 指摘を受けて論文を修正する場合は、「回答」において修正の主旨を記述し、「修正対照表」において修正箇所がわかるようにしてください。また、指摘事項があるが論文を修正しない場合は、「回答」において修正しないことについての十分な理由や根拠を示してください。
5. 査読者からの指摘事項以外に論文の修正がある場合は、「著者からの回答」において修正の理由や修正方針および修正内容等の説明をし、「修正対照表」において修正箇所がわかるようにしてください。
6. 「修正対照表」では、原則として、すべての修正箇所を頁・行番号がわかるようにして抜き書きしてください。ただし、書式の変更など軽微な修正の場合、「回答」で修正方針と修正内容を記述するのみでも構いません。また、論文全体に頻出する同一語句を修正する場合は、初出時に記載するだけで結構です。大幅に改稿した箇所の場合、「回答」において修正の趣旨を説明したうえで、修正対照表においては旧論文の部分は割愛して修正論文における対応する修正箇所を、頁・行番号がわかるように抜き書きしても構いません。

「著者からの回答」「修正対照表」のサンプル

諸注意 1
査読者ごとに作成

査読者 1 の先生：

いただいたご指摘を検討いたしまして、以下のように論文の加筆・修正等を行いました。

諸注意 2
査読者からのすべての「指摘」に対して、著者からの「回答」を記述

(指摘 1-1)

1) 論文タイトル：現タイトルでは、何を明らかにしようとしているのかが不明瞭です。一目で分かるようにしてください。

(回答 1-1)

ご指摘いただいた点につきまして、副題を「学校図書館へのアクセスと機能を中心にして」と加えました。

諸注意 3
旧原稿と新原稿の修正対照表を示す

旧原稿	新原稿
題目 スウェーデンの読書活動推進施策の展開と学校図書館	題目 スウェーデンの読書活動推進政策の展開：学校図書館へのアクセスと機能を中心にして

諸注意 6
原則すべての修正箇所
の修正対照表を作成する

(指摘 1-2)

2) 4 頁：「王立図書館による学校図書館の実態調査」行番号 11 の段落が 2 段下げになっています。

(回答 1-2)

ご指摘ありがとうございます。見出し「王立図書館による学校図書館の実態調査」および次行の頭を詰めて、他の部分と揃えました。

(新旧原稿は割愛させていただきます)

諸注意 4
修正の方針と内容を記述する

諸注意 6
書式の修正等の場合、新旧原稿を割愛しても構わない

(指摘 1-3)

3) 5 頁行番号 1 の視学官について、() 内に説明を加えていただけないでしょうか。

(回答 1-3)

ご指摘を受けまして、初出時に括弧内に説明を加えました。

諸注意 4
修正対照表では修正箇所がわかるようにする

旧原稿	新原稿
5 頁 行番号 1 視学官には以前より大きな権限が与えられ、場合によっては処罰を科すことも可能になった。	5 頁 行番号 6 視学官 (学校監督庁より派遣され、各自治体や学校が法規に則って運営されているかを監査し、報告、助言、是正等を行う者) には以前より大きな権限が与えられ、場合によっては処罰を科すことも可能になった。

(指摘 1-4)

4) 6 頁：このページにある 2 つの傾向は、いずれも「ばらつきと整備不十分」という主旨で同列です。表にするなどして明らかになったことをより簡明に示していただくと問題の所在が明確になります。

(回答 1-4)

ご指摘の点につきましては、文言を整理いたしました。表に関しましては、検討いたしました。作成が難しかったため、文言のみの修正となりました。

諸注意 4

指摘があるが修正しない場合、理由や根拠を示す

旧原稿	新原稿
<p>6 頁</p> <p>第一に、学校図書館の整備の遅れとばらつきに関する指摘である。</p> <p>第二に、ひとくちに学校図書館と言っても、その蔵書数や活動内容など、その実態にはばらつきがあることが明らかになった。</p>	<p>6 頁</p> <p>第一に、学校図書館の施設整備と人的配置の遅れに関する指摘である。</p> <p>第二に、学校図書館の運営実態のばらつきに関する指摘である。ひとくちに学校図書館と言っても、その蔵書数や活動内容など、その実態にはばらつきがあることが明らかになった。</p>

(指摘 1-5)

5) 10 頁行番号 56：調査によるエビデンスに基づく政策立案についての言及がありますが、それまでの議論からどういう位置づけになるのかやや分かりづらいです。

(回答 1-5)

この部分に関しましては、新原稿において構成を変えました（旧論文の「VII スウェーデンの読書推進・読書教育政策からの知見」「VIII おわりに」を編成しなおしました）関係で、削除いたしました。

諸注意 4

指摘があるが修正しない場合、理由や根拠を示す

旧原稿	新原稿
<p>10 頁 行番号 56</p> <p>スウェーデンの改革の特徴に、調査によるエビデンスに基づく政策立案という点が指摘できる。これは図書館政策に限ったことではないが、法改正等を伴う大きな改革を進めるにあたっては、国会が調査委員会を設置し、現状の分析と問題点の把握、改革案の提案を作成するように依頼する。この報告書は公開され、国民的な議論を改革に反映させるために、利害関係機関に送付され、一定期間レミス（公聴）にかけられる。この制度によって、調査に基づく科学的な知見と、国民の意思の両方が反映された形で法案に落される。また、法改正の後も、王立図書館や学校監督庁の調査のように、システム／設計やプロセス／機能を評価が定期的に行われ、そのエビデンスが、次の改革に活かされている。こういった成果の積み重ねがで</p>	<p>(削除)</p>

きる制度設計が、現場での創造的な実践を支えている面がある。	
-------------------------------	--

(1-6 その他の修正につきまして)

論文の主旨を明確にするため、論文の構成の変更およびそれに伴う大幅な加筆修正を行いました。具体的には、「IV 学校図書館の実態調査および学校監査」において新たな項を設け、また「V スウェーデンの学校図書館への施策」を4項構成、「VI 読書活動実践および読解力発達スキーム」を3項構成としました。さらに、旧論文の「VII スウェーデンの読書推進・読書教育政策からの知見」と「VIII おわりに」をひとつの節にまとめ、加除修正を行いました。

諸注意 5

指摘事項以外の修正の場合、修正の理由や方針および内容を説明する

諸注意 5

指摘事項以外の修正の場合も、修正対照表において修正箇所がわかるようにする

旧原稿	新原稿
(構成) IV 学校図書館の実態調査および学校監査 王立図書館による学校図書館の実態調査 視学制度による監査 V 学校図書館の機能強化のための施策 学校図書館の機能強化に向けた施策 VI 読書活動実践および読解力発達スキーム VII スウェーデンの読書推進・読書教育政策からの知見 VIII おわりに	(構成) IV 学校図書館の実態調査および学校監査 王立図書館による学校図書館の実態調査 視学制度による監査 「学校図書館へのアクセス」からみた学校図書館の課題 V スウェーデンの学校図書館への施策 学校図書館への人的配置・人材育成 学校図書館の蔵書の量と質の確保 学校図書館と公立図書館との関係 権利保障としての学校図書館へのアクセスの確保 VI 読書活動実践および読解力発達スキーム 自治体主導の読書活動推進 公立図書館による取り組み 読書・読解力の軌跡の記録と活用 VII おわりに

以上